

# 訪 問 介 護

恵庭市・北広島市 介護予防・日常生活支援総合  
事業における第一号訪問事業

## 重要事項説明書

株式会社YARUKA

いちい訪問介護サービス

〒061-1431

北海道恵庭市有明町4丁目1番1号

Tel:0123-21-8116

Fax:0123-25-6314

**指定訪問介護  
介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業**

**重要事項説明書**

指定訪問介護及び訪問介護相当サービスの提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

**1. 事業者（法人）の概要**

事業者（法人）の名称	株式会社Y A R U K A
主たる事務所の所在地	〒061-1372 北海道恵庭市恵み野南3丁目3番11
代表者（職名・氏名）	代表取締役 出口 和紀
設 立 年 月 日	平成27年4月27日
電 話 番 号	0123-25-6313

**2. 事業所の概要**

事業所の名称	いちい訪問介護サービス	
事業所の所在地	〒061-1431 北海道恵庭市有明町4丁目1番1号	
電 話 番 号	0123-21-8116	
F A X 番 号	0123-25-6314	
管 理 者	鈴木 由美子	
指定年月日・事業所番号	令和5年1月15日指定	0161290044
通常の事業の実施地域	恵庭市、北広島市	
併 設 事 業 所	いちい訪問看護ステーション えにわ いちいケアプランステーション えにわ	

**3. 運営の方針**

- ・訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事などの身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- ・事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ・指定訪問介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- ・指定訪問介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行います。

**4. 提供するサービスの内容**

訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

## 5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及びお盆（8月13日から8月15日まで）を除く。
営業時間	午前9時から午後5時までとする。 （サービス提供は午前8時から午後6時までとする）

## 6. 事業所の従業員の体制

（令和6年7月1日現在）

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者	1人	1人		
サービス提供責任者	2人	2人		
訪問介護員等	4人	2人		

## 7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、基本利用料に利用者の負担割合証に記載された割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

なお、支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### （1）基本報酬・事業費

#### 【指定訪問介護（要介護1～要介護5）】

区分		単位数 (単位/回)	基本利用料 (円/回)	利用者負担 (円/回)		
				1割	2割	3割
身体 介護	所要時間20分未満	163	1,630	163	326	489
	所要時間20分以上30分未満	244	2,440	244	488	732
	所要時間30分以上1時間未満	387	3,870	387	774	1,161
	所要時間1時間以上	567	5,670	567	1,134	1,701
	所要時間1時間を超え30分増すごと	+82	820	82	164	246
生活 援助	所要時間20分以上45分未満	179	1,790	179	358	537
	所要時間45分以上	220	2,200	220	440	660

※ 恵庭市、北広島市はその他の地域のため単位数に10を乗じた額になります。

【訪問型サービス（事業対象者・要支援1・要支援2）】

区分		単位数 (単位)	基本利用料 (円)	利用者負担 (円)		
				1割	2割	3割
1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176	11,760	1,176	2,352	3,528
	(2) 1週に2回程度の場合	2,349	23,490	2,349	4,698	7,047
	(3) 1週に2回を超える程度の場合 (1月の中で全部で13回以上)	3,727	37,270	3,727	7,454	11,181
1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	2,870	287	574	861
	(2) 生活援助が中心である場合 20分以上45分未満の場合	179	1,790	179	358	537
	(3) 生活援助が中心である場合 45分以上の場合	220	2,200	220	440	660
	(4) 短時間の身体介護が中心である場合	163	1,630	163	326	489

※ 恵庭市、北広島市はその他の地域のため単位数に10を乗じた額になります。

(2) 加算・減算 【指定訪問介護・訪問型サービス 共通】

要件を満たす場合に上記基本報酬・事業費に料金が加算又は減算されます。

区分		単位数 (単位/月)	基本利用料 (円/月)	利用者負担 (円/月)		
				1割	2割	3割
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200	2,000	200	400	600
生活機能向上連携加算	生活機能の向上を目的として訪問（通所）リハビリテーションの専門職と連携して訪問介護計画を作成した場合	(Ⅰ) 100	1,000	100	200	300
		(Ⅱ) 200	2,000	200	400	600
緊急時訪問介護加算 (要介護のみ)	利用者や家族の緊急の要請で介護支援専門員がサービス提供を認めた場合	100 (単位/回)	1,000	100	200	300
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して情報提供した場合	50 (単位/回)	500	50	100	150
特定事業所加算 (要介護のみ)	手厚いサービス提供ができる体制にある事業所			(Ⅰ) 所定単位数×20% (Ⅱ) 所定単位数×10% (Ⅲ) 所定単位数×10% (Ⅳ) 所定単位数×3% (Ⅴ) 所定単位数×3%		
早朝夜間深夜加算 (要介護のみ)	早朝 (6:00~8:00) 夜間 (18:00~22:00) 深夜 (22:00~翌6:00) の間にサービス提供を行った場合			早朝・夜間 深夜	所定単位数×25% (/回) 所定単位数×50% (/回)	

介護職員処遇改善加算	市へ届出を行って、介護職員の賃金改善等を実施している事業所	(Ⅰ) 合計単位数×24.5% (Ⅱ) 合計単位数×22.4% (Ⅲ) 合計単位数×18.2% (Ⅳ) 合計単位数×14.5%
事業所と同一建物等に居住する利用者へのサービス提供減算	・事業所と同一の建物又は隣接建物に居住する利用者 ・同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対してサービス提供する場合	基本報酬×90/100
	・同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者に対してサービス提供する場合	基本報酬×85/100
	・事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 (事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く)	基本報酬×88/100

※ 恵庭市、北広島市はその他の地域のため単位数に10を乗じた額になります。

※ 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により誤差が生じることがあります。

### (3) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外に地域の居宅において指定訪問介護又は訪問型サービスを行なう費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道50キロメートル以上 1,500円
-----	---

### (4) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合） その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者にお届け（手渡し又は郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 利用者指定口座からの自動振替 毎月27日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に振替させていただきます。預金残高不足により自動振替が出来ない場合は、再振替できませんので当社指定の金融機関口座へお振込願います。 口座振替開始までは1ヶ月から2ヶ月程お時間がかかりますのでご了承ください。 イ お支払いいただきますと、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

## 8. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業者は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅介護支援事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先(家族等)	氏名(利用者との続柄) 住所 電話番号	

事業所は、地震、台風、大雨等の天災その他やむを得ない事情により、指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。しかし事業所は感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し速やかにサービス再開に努めます。

## 10. 事故発生時の対応

指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所等及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

### (1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 0123-21-8116 受付時間 月曜日から金曜日 9時から17時 担当者名 鈴木 由美子
---------	---

### (2) その他苦情申立の窓口

北海道庁 保健福祉部 福祉局 施設運営指導課	所在地	札幌市中央区北3条西6丁目
	電話番号	011-204-5274
	対応時間	9:00~17:00 (土日・祝日は除く)

北海道国民健康保険団体 連合会(国保連)	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目
	電話番号	011-231-5161
	対応時間	9:00~17:00 (土日・祝日は除く)

北海道社会福祉協議会	所在地	北海道札幌市中央区北2条西7丁目
	電話番号	011-241-3976
	対応時間	8:45~17:15 (土日・祝日は除く)

恵庭市役所 保健福祉部 介護福祉課	所在地	北海道恵庭市京町1番地
	電話番号	0123-33-3131
	対応時間	8:45~17:15 (土日・祝日は除く)

北広島市役所 保健福祉部 高齢者支援課	所在地	北海道北広島市中央4丁目2番地1
	電話番号	011-372-3311
	対応時間	8:45~17:15 (土日・祝日は除く)

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ① 医療行為及び医療補助行為
  - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。